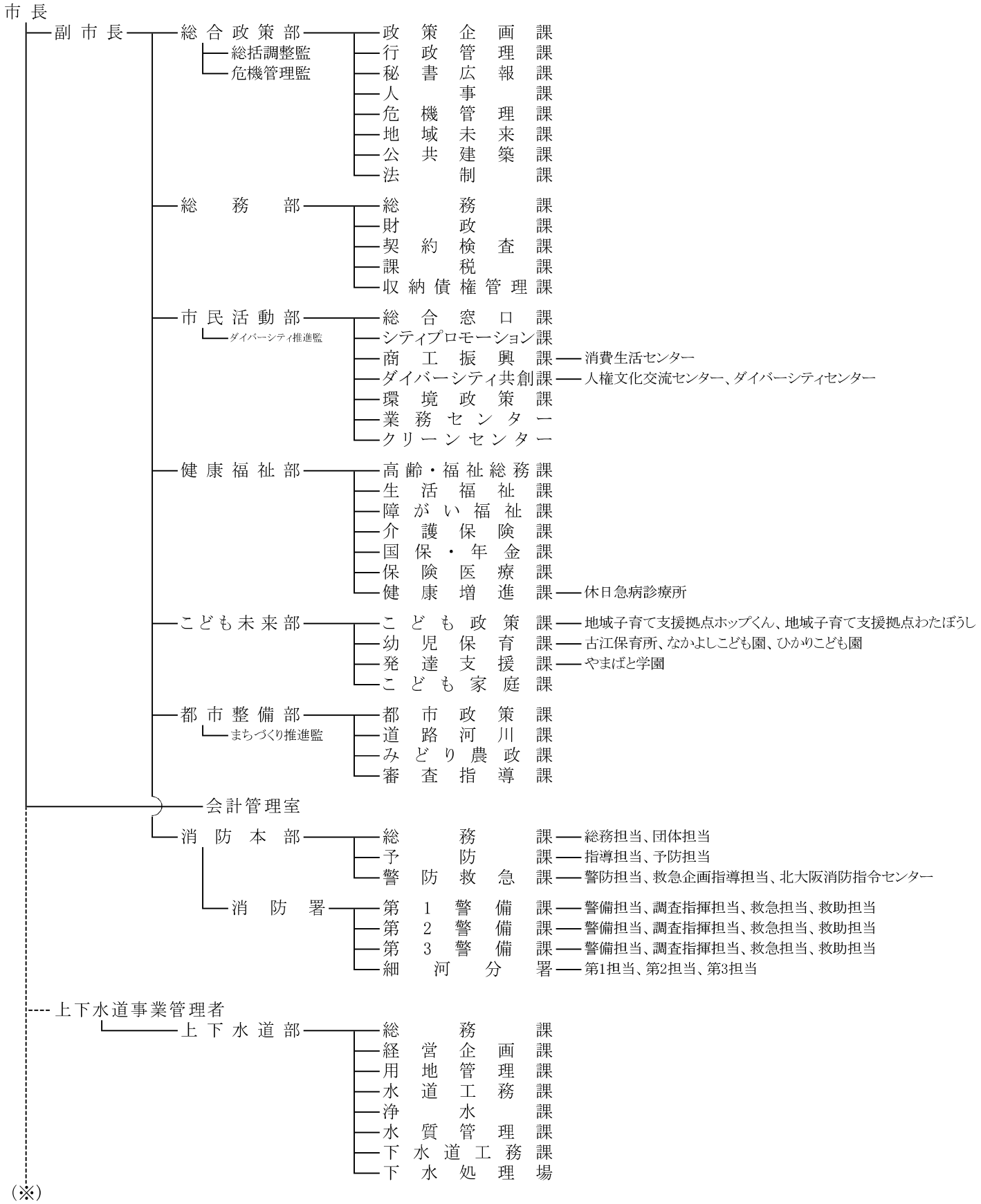
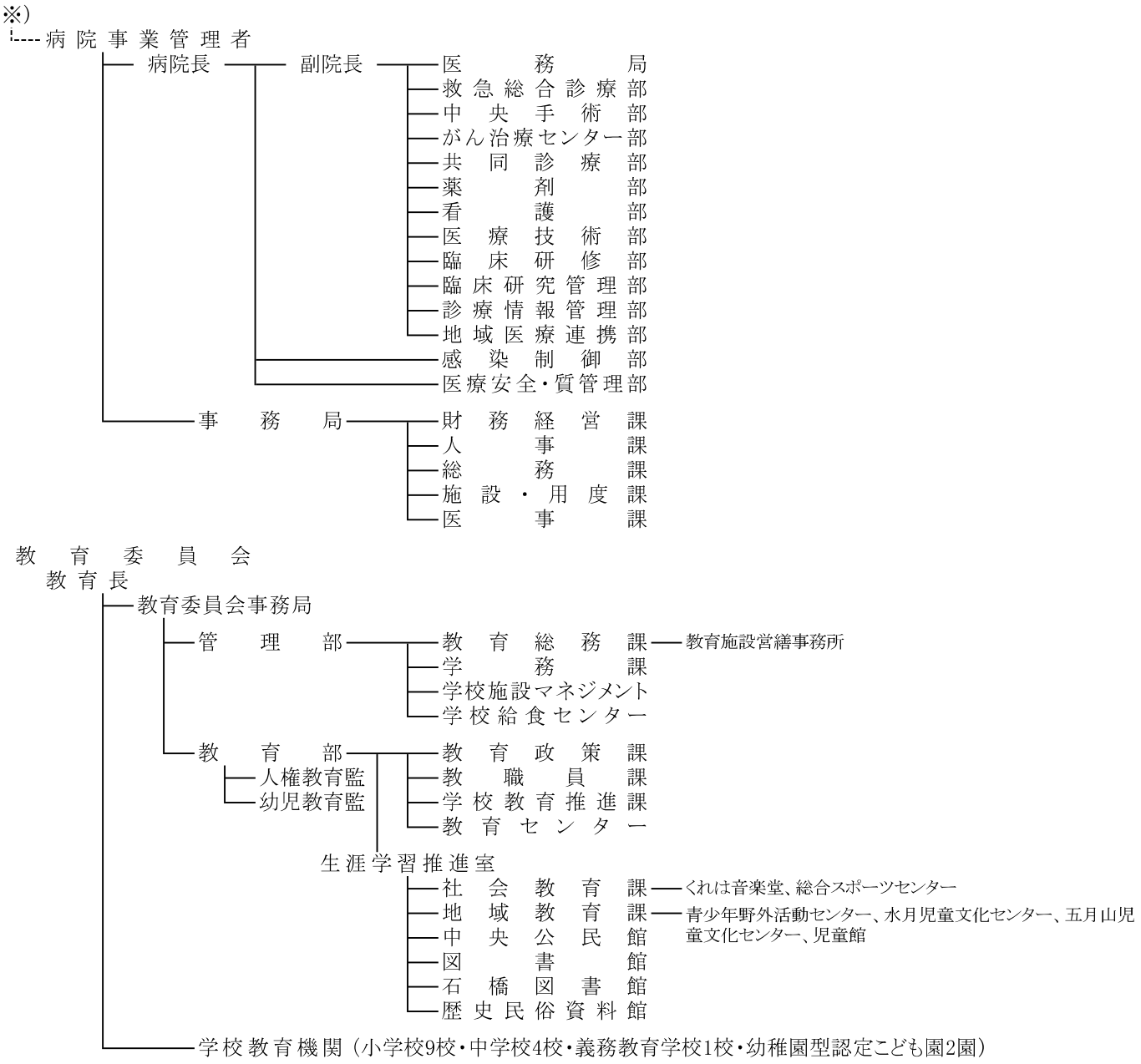
■ 総 合 政 策 ■

池田市行政事務機構図（令和８年４月１日）





大阪府からの権限移譲事務に対応する課	
市民活動部	広域商工課（箕面市分担）
	広域人権課（箕面市分担）
	広域環境保全課（池田市分担）
健康福祉部	広域福祉課（集中処理）
こども未来部	広域子育て支援課（箕面市分担）
	広域幼児育成課（箕面市分担）
都市整備部	広域住宅課（池田市分担）
	広域まちづくり課（池田市分担）
	広域公園みどり課（箕面市分担）
	広域風致緑政課（池田市分担）
	広域指導課（池田市分担）
教育部	広域学校生活支援課（箕面市分担）

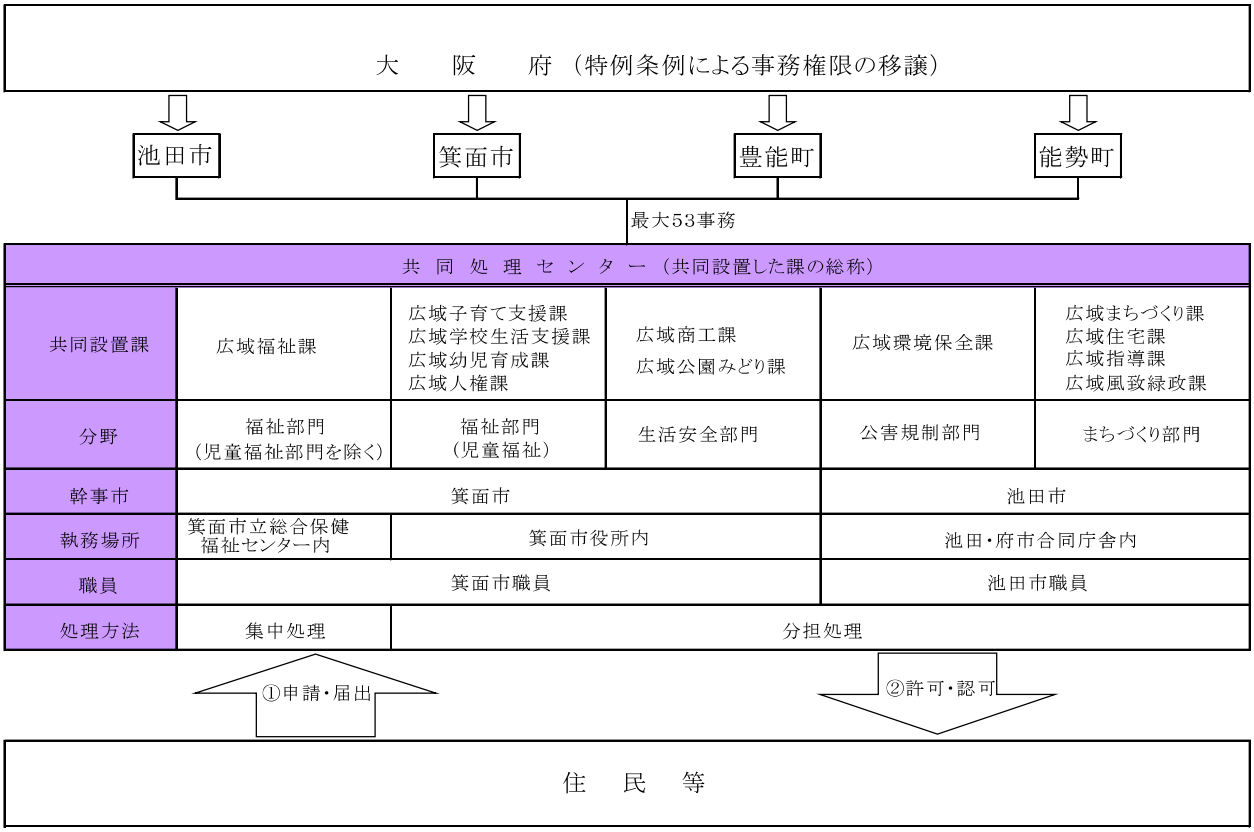
広域連携推進事業

１．共同処理センターの設置

大阪府では、「自分たちのまちのことは自分たちで決める」という考えの下、府の権限・事務の市町村への移譲を進めている。その移譲事務を、広域連携により確実、かつ、効率的に処理するため、平成 23 年 10 月 1 日、2 市 2 町（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）で「共同処理センター」を設置し、福祉やまちづくり分野など 53 事務を共同で処理している。

同センターの設置は、平成 23 年 8 月 1 日に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）に基づく新たな仕組み「長の内部組織の共同設置」を全国に先駆け活用した取り組みである。

２．共同処理センターの組織イメージ図



広　域　商　工　課

１．経緯・事務内容

下記①、③は、平成 23 年 1 月に、②は平成 23 年 10 月に大阪府から事務移譲。

①採石法に基づき、採石業者が岩石採取を行う場合の認可・変更等の事務を行う。

②大規模小売店舗立地法に基づき、当該店舗の新設及び変更の届出等の事務を行う。

③ガス用品・電気用品について安全マークが表示されているか調査し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止を図るために調査を行う。

２．実績（令和 7 年度）

種別		件数
①	岩石採取計画の認可	0 件
	変更の認可	0 件
②	大規模小売店舗新設届の受理	0 件
	変更届等の受理	0 件
③	ガス事業法に基づく立入検査	1 件
	電気用品安全法に基づく立入検査	1 件

広　域　人　権　課

１．経緯・事務内容

平成 23 年 1 月に移譲。

社会福祉法に基づき、隣保事業開始の届出等の受理等を行う。（幹事市：箕面市）

２．実績

令和 7 年度・・・0 件

広 域 環 境 保 全 課

１．経緯・事務内容

環境監視について、平成 23 年 10 月に事務の権限が大阪府より移譲され、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく規制、指導、届出事務を行っている。

２．実績

届出受付件数　（単位：件）

種　類		届出件数
大　気	大気汚染防止法 （石綿事前調査結果の報告の受理を除く）	18
	大気汚染防止法 （石綿事前調査結果の報告の受理）	848
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	6
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法	2
水　質	水質汚濁防止法	4
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	0
土　壌	土壌汚染対策法	3
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	1
化学物質	ＰＲＴＲ法	24
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	10
公害防止	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	2

工場・事業場やアスベストの除去作業現場への立入検査　15 件

事前調査結果の報告等に基づくパトロールの件数　22 件

広　域　福　祉　課

5.1　身体障害者手帳の交付について

区　分	申請件数	新規	等級変更等	返却	非該当	取下げ
処理件数	996件	231件	759件	0件	5件	1件

5.2　精神障害者保健福祉手帳の交付について

区分	申請件数	新規	更新等	不承認	判定不能	取下げ
処理件数	849件	165件	675件	3件	3件	3件

5.3　指定障害福祉サービス事業者の指定等について

区分	実地指導	指定	変更等 届出受理	更新	勧告･命令	指定の取消
処理件数	9件	14件	242件	11件	0件	0件

5.4　指定居宅サービス事業者の指定等について

区分	実地指導	指定		変更等 届出受理	更新	立入検査	勧告･命令	指定の取消
		介護	介護予防					
処理件数	8件	3件	2件	363件	30件	0件	0件	0件

5.5　特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の設置の認可について

区分	設置の 届出受理	設置認可	変更等 届出受理	報告徴収	認可取消
処理件数	0件	0件	0件	0件	0件

5.6　老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等について

区分	設置の 届出受理	変更等 届出受理	報告徴収	立入検査	改善命令	停止命令
処理件数	1件	52件	0件	0件	0件	0件

5.7　有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等について

区分	設置の 届出受理	変更等 届出受理	報告受理・報 告事項の公表	報告徴収	立入検査	改善命令
処理件数	2件	19件	28件	0件	4件	0件

5.8　社会福祉法人の設立認可等について

区分	設立認可	定款変更 認可等	指導監査	停止命令	解散命令
処理件数	0件	1件	3件	0件	0件

5.9　社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等について

区分	事業開始 届出受理	変更等 届出受理	報告徴収	施設書類等 の審査	停止命令
処理件数	0件	0件	0件	0件	0件

5.10　幼保連携型認定こども園及び保育所の指導監査について

区分	幼保連携型認定こども園				保育所			
	報告徴収	立入調査	改善命令	停止命令	報告徴収	立入調査	改善命令	停止命令
処理件数	13件	8件	0件	0件	11件	10件	0件	0件

広域子育て支援課

１．経緯・事務内容

平成23年1月大阪府より助産施設及び母子生活支援施設設置の認可の権限が移譲された（幹事市：箕面市）。平成25年4月箕面市の機構改革に伴い「広域子ども支援課」から現課名に変更された。

２．実績

令和7年度・・・0件

広域幼児育成課

１．経緯・事務内容

平成23年1月に大阪府から保育所にかかる認可等に関する権限が移譲された。平成28年4月に大阪府から認定こども園にかかる認可等の権限が移譲された。令和8年4月に箕面市の機構改革に伴い広域福祉課から幼保連携型認定こども園及び保育所の指導監査の業務が移管された。

２．実績

令和7年度　0件

３．広域処理

2市2町（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の共同処理とし、幹事市は箕面市。執務場所は同市役所である。

広　域　住　宅　課

１．経緯・事務内容

平成 23 年 1 月大阪府より権限が移譲された。

終身建物賃貸借事業の認可、マンション建替事業の認可、指導監督を行う。

（幹事市：池田市）

２．実績

終身建物賃貸借事業の認可　0 件

マンション建替事業の認可　0 件

広域まちづくり課

１．経緯・事務内容

平成 23 年 1 月に大阪府より 27 事務の権限が移譲された。

事　　務
景観法・大阪府景観条例に基づく届出・完了届の受理
再開発事業計画の認定等
個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可
住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理
組合が行う住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
土地区画整理促進区域内等における土地の買い取り申出
区画整理会社の土地区画整理事業の認可、指導監督等
個人の土地区画整理事業の認可、指導監督等
組合の土地区画整理事業の認可、指導監督等
土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等
防災街区計画整備組合の設立の認可等
屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務

２．実績

令和 8 年 3 月末実績

景観法・大阪府景観条例に基づく届出・完了届の受理　5 件

屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務　164 件

※その他の事務についての実績はなし。

広域公園みどり課

１．事務内容

砂利採取法に基づき、砂利採取時における採取計画の認可に関する事務を行う。

２．経緯

平成 23 年 1 月に大阪府より権限が移譲され、令和 8 年 3 月末現在実績はない。

３．広域処理

2 市 2 町の共同処理とし、幹事市は箕面市。執務場所は同市役所である。

広域風致緑政課

１．風致地区に関する事務について

市内 3 ヶ所の風致地区内における建築物の建築、その他工作物の建設等の許可等に関する事務を行う。

申請受理件数　（単位：件）

事務取扱名	件数
風致地区行為の許可等	23

広　域　指　導　課

１．経緯・事務内容

平成16年4月に市域のうち市街化区域に係る都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務・権限が大阪府から移譲された。その後、平成22年4月に市街化調整区域を含む市域全域の事務・権限が大阪府から移譲された。さらに、平成23年1月から豊能町・能勢町を含む1市2町の共同処理を行う。（幹事市：池田市）

２．実績

令和8年3月末実績

開発行為の許可等　21件

広域学校生活支援課

１．経緯・事務内容

平成23年1月大阪府より放課後児童健全育成事業開始の届出の受理の権限が移譲された（幹事市：箕面市）。平成26年4月箕面市の機構改革に伴い「広域子育て支援課」から現課に移管された。

２．実績

令和７年度・・・0件

情　報　政　策

１．電子自治体の構築

総合行政ネットワーク（LGWAN）の管理・運用、ネットワーク環境の充実をはじめ、公開型 GIS を利用した地図情報の公開や CMS システムを利用したホームページなどによる各種行政情報の提供や、行政手続きのオンライン化を行い、電子自治体構築に向け取り組んでいる。

２．住民情報システムの運用

住民情報の基盤となる池田市住民情報システムの安定稼働、最適化を進めるとともに、標準準拠システムの利用等により、システム間の連携強化やシステムの効率的な管理を行っている。また、システムの有効活用やマイナンバー制度を活用したコンビニ交付サービスの提供などにより、市民サービスの向上に取り組んでいる。

３．地域イントラネットの運用

市庁舎と市内施設を結ぶ地域イントラネットシステムの運用・管理を行い、ネットワークの安定稼動を実現するとともに、セキュリティ対策の強化に取り組み、適正な運用を行っている。また、職員が利用する端末やイントラネットワーク上で稼働するシステムの運用・管理や機器等の環境整備を行い、行政事務の効率化を図っている。

４．ICT の利活用

自治体事務のスマート化やさまざまな課題解決に向け、WEB 会議室、業務用チャットツール、ペーパレスシステム、電子申請システムの運用などを行っている。また、DX の機運醸成の取り組みや各課からの相談や要望に対応し、事務処理の効率化に資する ICT の利活用などに取り組んでいる。

広　　報

１．広報誌などの発行

・『広報いけだ』毎月１回発行(1回当たり 53,500 部)
　A4 判冊子 40～48 ページ、宅配による全世帯配布

２．報道機関への広報

・記事および写真の提供や連絡、調整

３．市ホームページなどからの情報発信

市ホームページや SNS の活用により、市内外に向けて、池田市の情報を迅速・正確に提供している。

・市からのお知らせ、イベント情報や出来事などを随時更新
・緊急情報の発信
・広報誌（PDF 版・音声版）を毎月更新　など

歴　代　市　長

（令和8年7月1日現在）

代	氏　名	任　期	摘　要
初 代	藤阪寅次郎	自　昭14. 8. 6 至　昭15.12.17	市制施行 昭14. 4.29
2 代	北村　貞次	自　昭16. 3.15 至　昭21. 8. 3	
3 代	井上　道夫	自　昭21.10. 2 至　昭21.11.28	
4 代	武田　義三	自　昭22. 4. 5 至　昭26. 4. 4	公選第1回
5 代	武田　義三	自　昭26. 4.23 至　昭30. 4.30	
6 代	武田　義三	自　昭30. 5. 1 至　昭34. 4.30	
7 代	武田　義三	自　昭34. 5. 1 至　昭38. 4.30	
8 代	武田　義三	自　昭38. 5. 1 至　昭42. 4.30	
9 代	武田　義三	自　昭42. 5. 1 至　昭46. 4.30	
10 代	武田　義三	自　昭46. 5. 1 至　昭50. 4.30	
11 代	若生　正	自　昭50. 5. 1 至　昭54. 4.30	
12 代	若生　正	自　昭54. 5. 1 至　昭58. 4.30	
13 代	若生　正	自　昭58. 5. 1 至　昭62. 4.30	
14 代	若生　正	自　昭62. 5. 1 至　平 3. 4.30	
15 代	若生　正	自　平 3. 5. 1 至　平 7. 4.30	
16 代	倉田　薫	自　平 7. 5. 1 至　平11. 4.30	
17 代	倉田　薫	自　平11. 5. 1 至　平15. 4.30	
18 代	倉田　薫	自　平15. 5. 1 至　平19. 4.30	
19 代	倉田　薫	自　平19. 5. 1 至　平23. 4.30	
20 代	倉田　薫	自　平23. 5. 1 至　平23.11. 9	
21 代	小南　修身	自　平23.12.25 至　平27.12.24	
22 代	倉田　薫	自　平27.12.25 至　平31. 4.22	
23 代	冨田　裕樹	自　平31. 4.23 至　令 3. 7.30	
24 代	瀧澤　智子	自　令 3. 8.29 至　令 7. 8.28	
25 代	瀧澤　智子	自　令 7. 8.29 至　現　在	

職 員 数 ・ 給 与 等

１．職員定数及び現員

（令和8年4月1日現在）

区　　分	定　　数	現　　員
議　会　事　務　局	9　人	8　人
市　　長　　部　　局	489	456
上　下　水　道　部　局	101	73
病　　院　　部　　局	561	546
選挙管理委員会事務局	5	3
監　査　事　務　局	6	3
教育委員会事務局	136	111
公平委員会事務局	2	(併任3)
農業委員会事務局	3	(併任4)
消　　防　　職　　員	139	130
計	1,451	1,330

２．給与と報酬

（１）級別職員数の状況

（令和8年4月1日現在）

区分／級別	一　般　行　政　職			技　能　労　務　職		
	基準となる職務	人員	構成比	基準となる職務	人員	構成比
		人	%		人	%
1級	一般職員	2	0.5	一般職員	8	13.6
2級	一般職員	64	16.5	一般職員	4	6.8
3級	主　　任	137	35.3	一般職員	22	37.2
4級	統括主任	8	2.1	主　　任	18	30.5
	副 主 幹	55	14.2	副 主 幹	4	6.8
5級	主　　幹	51	13.1	主　　幹	3	5.1
6級	次長、課長	58	14.9	－	－	－
7級	技監、理事 部長、参事	8	2.1	－	－	－
小　　計 ①	－	383	98.7	－	59	100
(注) 3級の2 ②	主　　任	5	1.3	－	－	－
合　　計 ①　＋　②	－	388	100	－	59	100

（注）上記表中級別の3級の2の職員については、平成20年4月1日より、経過措置として条例附則別表第7を適用（平成20年3月議会条例改正）

（２）初任給基準表（一般行政職）

（令和8年4月1日現在）

区　分	級　号　給	給　　料
大学卒	2級 9号給	円 242,000
短大卒	1級21号給	232,000
高校卒	1級13号給	219,400

（３）特別職の給料及び報酬

（令和8年4月1日現在）

区　　分	給　料　月　額
市　　長	円 686,000
副　市　長	765,000
教　育　長	675,000
病院事業管理者	675,000
上下水道事業管理者	675,000

（令和8年4月1日現在）

区　　分	報　酬　の　額
教育委員会委員	月額　139,000円
選挙管理委員会委員長	〃　47,000円
選挙管理委員会委員	〃　37,000円
監査委員（議員選出）	〃　30,000円
〃（識見を有する者）	〃　125,000円
代表監査委員	〃　139,000円
公平委員会委員長	〃　30,000円
公平委員会委員	〃　26,000円
農業委員会会長	〃　39,000円
農業委員会会長代理	〃　36,000円
農業委員会委員	〃　30,000円
固定資産評価審査委員会委員長	〃　36,000円
固定資産評価審査委員会委員	〃　30,000円
投票所の投票管理者	日額　14,500円
期日前投票所の投票管理者	〃　12,800円
開票管理者	〃　12,200円
選挙長	〃　12,200円
投票所の投票立会人	〃　12,400円
期日前投票所の投票立会人	〃　10,900円
開票立会人	〃　10,100円
選挙立会人	〃　10,100円
臨時に補充した選挙管理委員の補充員	〃　8,900円
介護認定審査会委員	〃　18,000円
障害者給付認定審査会委員	〃　18,000円
建築審査会会長	〃　18,000円
建築審査会委員	〃　16,000円
学校運営協議会会長	〃　9,400円
学校運営協議会委員	〃　8,200円
スポーツ推進委員	〃　4,300円
附属機関委員のうち委員長又は会長	〃　9,400円
附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員	〃　8,200円

３．旅費と費用弁償

（令和8年4月1日現在）

号	区分	片道100 km以上の日帰り出張又は宿泊を伴う出張旅費額					片道100 km未満の日帰り出張旅費額	
		鉄道運賃等	特別車両料金	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	交通費	日当 片道50km以上100km未満
				円	円	円		円
1	市長、副市長、病院事業管理者 上下水道事業管理者、教育長 議会議員、教育委員会委員、監査委員 固定資産評価審査委員会委員 選挙管理委員会委員 公平委員会委員、農業委員会委員	運賃及び特別急行料又は普通急行料	支給あり（但し、議員は支給なし）	3,300	16,000	3,300	最低運賃実費	1,650
2	行政職の7級 消防職の8級 医療職(1表)の4～6級 〃　(3表)の8級	〃	支給あり	2,800	14,000	2,800	〃	1,400
3	行政職の4～6級 消防職の5～7級 技能職の4・5級 医療職(1表)の3級以下 〃　(2表)の5～7級 〃　(3表)の5～7級 教育職の4～6級	〃	〃	2,400	13,000	2,400	〃	1,200
4	行政職の3級以下 消防職の4級以下 技能職の3級以下 医療職(2表)の4級以下 〃　(3表)の4級以下 教育職の3級以下	〃	〃	2,200	12,000	2,200	〃	1,100

（注）行政職の3級の2の職員については、平成20年4月1日より、経過措置として行政職の3級の職員とみなす（平成20年3月議会条例改正）

防　災　・　安　全

1．防災

（1）防災啓発

①　自主防災組織防災訓練

実　施　日	場　　所	参加人数	自主防災組織名
令和 7 年 5 月 11 日	緑丘小学校	182 人	・鉢塚自主防災隊 ・梅香園防災委員会 ・アルビス緑丘自主防災会
5 月 18 日	五月丘小学校	130 人	・アルビス・五月丘団地 自治会自主防災組織 ・五月丘 1 丁目自治会 自主防災・防犯隊 ・五月丘 5 丁目自主防災団
6 月 15 日	南畑公園	300 人	・南畑公園自主防災会 ・秦野地域コミュニティ推進協議会 ・自治会
6 月 29 日	ザ・ライオンズ池田	60 人	・ザ・ライオンズ池田防災会
9 月 21 日	池田高校	50 人	・呉羽会防災会
9 月 28 日	空港会館	60 人	・空港 1 丁目自主防災会
10 月 5 日	石橋会館	30 人	・石橋南自主防災会
10 月 19 日	空港会館	50 人	・空港地域自主防災会
10 月 26 日	呉服小学校	450 人	・宇保・八王寺自主防災隊 ・呉服南防災会 ・室町自主防災・防犯会 ・満寿美町自主防災会 ・姫室町防災会 ・桃園会防災会
11 月 2 日	豊島野公園	100 人	・天一自主防災会 ・天神 2 丁目天神会防災会
11 月 2 日	ほそごう学園	200 人	・伏尾台防災・防犯委員会

11 月 16 日	池田小学校	60 人	・建石町自主防災会 ・城南防災会 ・大和町防災会 ・ザ・ライオンズ池田防災会 ・上 1 防災会 ・栄本町地域防災会 ・槻木町自主防災会 ・上 2 防災会 ・綾羽防災会 ・新町防災会 ・城山町自主防災会 ・菅原町防災会 ・綾羽一丁目地域防災会 ・西本町自主防災会
11 月 22 日	五月丘小学校	100 人	・アルビス・五月丘団地 自治会自主防災組織 ・五月丘 1 丁目自治会 自主防災・防犯隊 ・五月丘 5 丁目自主防災団
11 月 23 日	神田小学校	100 人	・神田自主防災会
11 月 24 日	豊島南会館	40 人	・豊島自治会自主防災組織
11 月 28 日	石橋中学校	400 人	・石橋自主防災会 ・石橋小学校 ・石橋中学校
令和 8 年 2 月 7 日	きたてしまプラザ	7 人	・北豊島中学校東地区自治会防災会
2 月 8 日	バードヒルズ 1 号館	300 人	・バードヒルズ防犯防災推進委員会

※訓練内容　「防災資機材取り扱い訓練」「炊き出し訓練」「初期消火訓練」「通報訓練」「AED 訓練」「救出救助訓練」「応急手当訓練」 等

② 出前防災講座

自主防災組織の設立や市の防災・防犯について周知するため、市の担当者が地域に出向き、出前防災講座を池田市地域子育て支援拠点てしまの森（令和7年5月20日）16名、もりもりＫＩＤＳ（令和7年11月25日）14名で計2回実施した。受講者は合計30人であった。

（2）安全・平和施策の推進について

「安全パトロール隊」による、学校園・保育所等56施設と主な公園29ヵ所のパトロールを実施した。

また、市民安全実行委員会を中心に、安全・安心・防犯・青少年非行防止などの施策を実施した。

資　産　活　用

概　要

市有資産を取り巻く状況として、経済・社会情勢の変化や厳しい財政状況、公共施設の老朽化などの問題への対策が求められている。

上記の問題に対し、平成27年度に国の要請により策定した「池田市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和元年度に「池田市公共施設等マネジメント指針」、令和2年度に「池田市開始時個別施設計画」を策定し、令和3年度に「池田市公共施設等総合管理計画」の改定を行った。令和7年度に公共施設の再整備方針について検討を行い、策定した「池田市公共施設再整備事業計画」に基づき、再整備を進めていく。

地　域　分　権　制　度

１．制度導入の経緯

池田市では、平成 18 年 4 月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」を制定し、市民、市議会及び市の協働によるまちづくりを進めている。

そのような中で、平成 19 年 6 月に「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする「地域分権制度」を全国に先駆けて導入した。

２．制度の概要

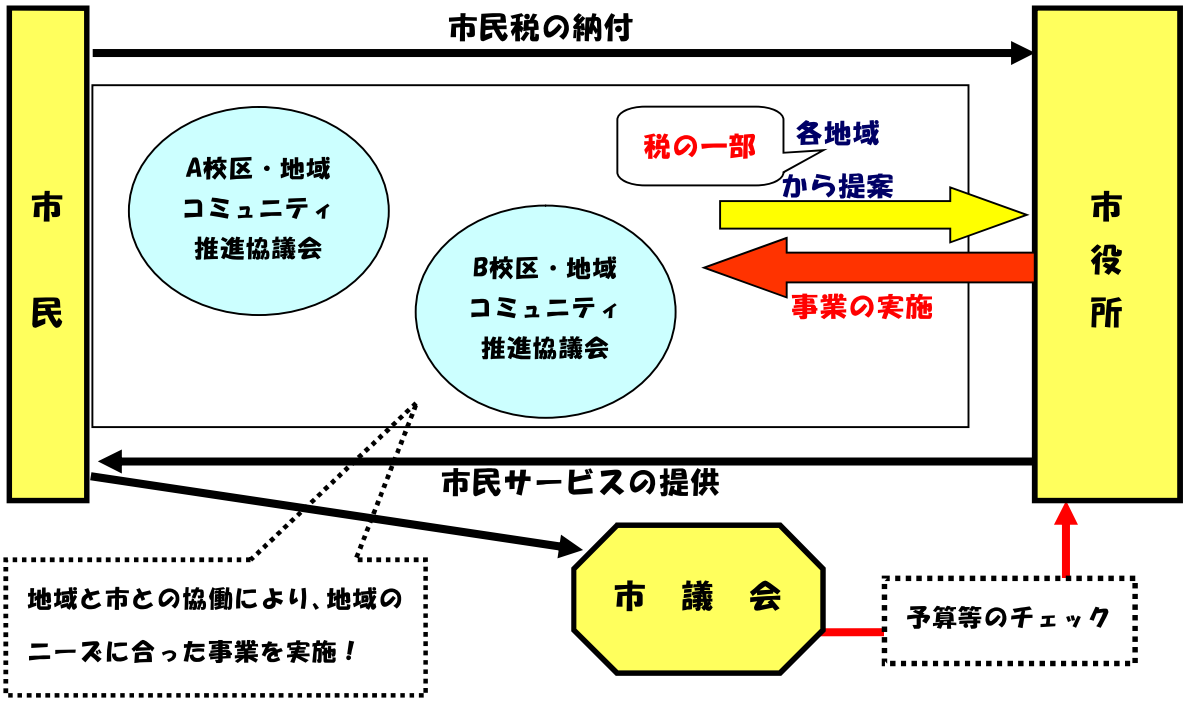
地域の共通課題を解決するため、小学校及び義務教育学校の通学区に設置された地域コミュニティ推進協議会に予算提案権を付与し、暮らしやすいまちづくりを実現する。

【協議会の権限】

・地域の課題やニーズに合った事業を市に（予算）提案
・市が現在行っている事業を市との協働により実施
・自主活動の実施

【予算提案額】

・予算提案権の限度額は、各地域ごとに人口・面積を考慮して上限（概ね 650 万円）を設定し、単年度ではなく中・長期的な事業実施もできるよう、提案されなかった額を基金として積立てられるようにしている。



３．協議会別提案額等（令和８年度提案額）　　（千円）

協　　議　　会	人口（人）	提案枠	予算額	繰越額
池田地域コミュニティ推進協議会	14,516	11,210	7,936	3,274
秦野地域コミュニティ推進協議会	10,678	7,239	5,557	1,682
北豊島地域コミュニティ推進協議会	12,603	7,778	7,778	0
くれは地域コミュニティ推進協議会	11,977	6,571	3,752	2,819
石橋地域コミュニティ推進協議会	11,662	10,446	6,016	4,430
五月丘地域コミュニティ推進協議会	6,735	10,812	8,375	2,437
石橋南地域コミュニティ推進協議会	7,199	13,033	4,558	8,475
鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会	9,024	8,234	4,158	4,076
神田地域コミュニティ推進協議会	9,486	11,374	10,846	528
ほそごう地域コミュニティ推進協議会（細河地区）	3,937	6,498	6,498	0
ほそごう地域コミュニティ推進協議会（伏尾台地区）	4,752	7,558	6,072	1,486
合　　計	102,569	100,753	71,546	29,207

※人口は令和７年４月１日現在。

※提案枠には、地域分権推進基金の 29,794,000 円を含む。

４．主な提案事業（令和８年度）

事業種別	事　　業　　名	予算額（千円）	提案件数
安全・安心	道路安全対策事業	1,201	5
	地域防災体制強化等事業	2,432	14
	防犯カメラ設置・管理事業	5,299	12
	小　　計	12,868（18.0%）	48
福祉	高齢者福祉関連事業	262	2
	子育て支援関連事業	2,709	9
	小　　計	3,206（4.5%）	14
環境	花いっぱい整備事業	870	8
	地域美化事業	323	3
	自然保護活動事業	986	5
	小　　計	2,364（3.3%）	19
広報	地域掲示板設置事業	1,343	3
	コミュニティ紙等発行事業	2,739	10
	小　　計	5,400（7.5%）	21
コミュニティ振興	協議会事務所設置事業	12,175	7
	地域行事・イベント事業	15,652	40
	小　　計	34,514（48.2%）	70
その他	公園整備事業	4,036	3
	地域内会館改修事業	5,953	4
	学校内活動支援事業	2,645	8
	小　　計	13,194（18.4%）	17
合　　計		71,546（100.0%）	189

コミュニティ活動

市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会の形成をはかるため、コミュニティ活動施設の運営や自治会、町内会をはじめとする地域組織との連絡調整などを通して、市民の自発的なコミュニティづくりに対する条件整備に努めている。

１．共同利用施設

航空機騒音対策のための用途に加えて、地域のコミュニティ活動の拠点として、共同利用施設30館を設置している。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成する各会館運営委員会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名　　称	所　　在　　地	開 設 年 月
神　田　会　館	神田3丁目5番16号	昭和44年4月
豊　島　南　会　館	豊島南1丁目8番5号	昭和46年4月
住　吉　会　館	住吉2丁目3番24号	昭和46年4月
秦　野　会　館	旭丘1丁目9番G－101号	昭和48年5月
呉　服　会　館	呉服町11番1号	昭和48年4月
豊　島　北　会　館	豊島北1丁目7番17号	昭和49年7月
早 苗 の 森 会 館	神田4丁目7番2号	昭和50年4月
井 口 堂 北 会 館	井口堂1丁目6番4号	昭和51年6月
神　田　北　会　館	神田1丁目28番27号	昭和52年4月
宇　保　会　館	宇保町5番17号	昭和53年4月
城　南　会　館	城南1丁目8番22号	昭和53年4月
空　港　会　館	空港1丁目11番4号	昭和54年3月
鉢　塚　会　館	鉢塚2丁目8番5号	昭和54年4月
五　月　丘　会　館	五月丘2丁目4番1号	昭和54年4月
脇　塚　会　館	神田2丁目18番32号	昭和55年5月
桃　園　会　館	桃園1丁目9番12号	昭和55年6月
上　池　田　会　館	上池田1丁目9番19号	昭和55年8月
旭　丘　会　館	旭丘3丁目7番13号	昭和56年4月
渋　谷　会　館	渋谷3丁目3番18号	昭和56年4月
南　畑　会　館	畑1丁目7番4号	昭和57年3月

荘　園　会　館	荘園1丁目7番13号	昭和57年3月
花　園　会　館	旭丘1丁目1番10号	昭和57年5月
石　橋　北　会　館	石橋2丁目4番16号	昭和58年4月
宮　之　原　会　館	神田4丁目10番10号	昭和58年4月
中　之　嶋　会　館	神田3丁目8番12号	昭和59年4月
河　原　島　会　館	神田3丁目5番21号	昭和59年4月
姫室・室町会館	姫室町3番1号	昭和60年4月
北　神　田　会　館	神田2丁目21番28号	昭和60年4月
池田駅前北会館	菅原町3番1号　ステーションN内	昭和60年5月
池田駅前南会館	呉服町1番1号　サンシティ池田内	昭和62年4月

※旭丘会館・花園会館については、令和9年3月31日をもって閉館予定。

２．コミュニティセンター

市民や各種団体の交流並びに教養の向上、福祉の増進に役立てることを目的とする複合的な施設であるコミュニティセンター3 館を設置し地域の実情に即した運営に努めている。

施設の管理運営は、平成 16 年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成するコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名称		所在地	開設年月
伏尾台コミュニティセンター	伏尾台第1会館	伏尾台3丁目4番地の3	昭和56年12月
	伏尾台第2会館	伏尾台1丁目188番地	平成 3年 4月
細河コミュニティセンター		東山町617番地の1	平成11年 4月

※細河コミュニティセンターについては、令和8年9月30日をもって閉館予定。

３．石橋会館

平成31年4月1日より市民の文化活動の場の提供による市民の知識及び教養の向上や市民活動及び市民相互の交流促進を目的に石橋会館が設置され、まちづくりのにぎわいの創出や、個性豊かで活力ある地域社会の実現に努めている。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、石橋南地域コミュニティ推進協議会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名称	所在地	開設年月
石　橋　会　館	石橋4丁目6番2号	平成31年4月